

○付属機関の設置に関する条例

昭和38年10月17日

条例第97号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の付属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(昭49条例46・一部改正)

(設置)

第2条 別表の中欄に掲げる機関は、左欄の執行機関の付属機関として置かれるものとし、その担任する事項は、右欄に記載するとおりとする。

(委任)

第3条 前条の付属機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営について必要な事項は、付属機関の属する執行機関が定める。

(昭49条例46・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年12月29日条例第106号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年3月31日条例第87号)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 八幡市学校給食審議会条例(昭和28年八幡市条例第3号)

(2) 八幡市産業教育審議会条例(昭和28年八幡市条例第26号)

付 則(昭和39年10月1日条例第127号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 小倉市付属機関設置条例(昭和29年小倉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則（昭和40年3月31日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年7月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年8月1日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和42年7月11日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年12月24日条例第68号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和44年1月1日から施行する。

付 則（昭和44年4月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和44年12月22日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和45年4月1日条例第19号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和45年10月1日から施行する。ただし、第6条、第7条、第8条および付則第2項の規定は、公布の日から施行する。

付 則（昭和46年12月21日条例第68号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

付 則（昭和48年3月28日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

（北九州市風致地区条例の一部改正）

2 北九州市風致地区条例（昭和45年北九州市条例第22号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則（昭和 49 年 3 月 27 日条例第 5 号）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 49 年 10 月 11 日条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 51 年 4 月 1 日条例第 16 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 51 年 7 月 1 日条例第 23 号）

この条例は、昭和 51 年 8 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 52 年 4 月 11 日条例第 16 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和 52 年規則第 45 号で昭和 52 年 6 月 20 日から施行）

付 則（昭和 57 年 3 月 29 日条例第 5 号）

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 57 年 12 月 14 日条例第 37 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、昭和 57 年 12 月 25 日から施行する。

付 則（昭和 59 年 3 月 17 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 61 年 10 月 6 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 62 年 6 月 30 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 63 年 12 月 20 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 10 年 3 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 12 年 3 月 29 日条例第 30 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年6月24日条例第53号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第84号で平成14年10月16日から施行)

付 則 (平成15年3月27日条例第14号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年10月10日条例第60号)

この条例は、平成15年11月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月23日条例第6号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年10月4日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年12月12日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月29日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年12月10日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年6月26日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年12月13日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年12月19日条例第53号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日条例第4号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年6月25日条例第33号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

付 則（平成26年7月1日条例第43号）
この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年12月15日条例第64号）
この条例は、平成27年1月1日から施行する。

付 則（令和6年12月20日条例第50号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

（昭38条例106・昭39条例37・昭39条例127・昭40条例3・昭40条例31・昭40条例43・昭42条例24・昭43条例68・昭44条例5・昭44条例38・昭45条例19・昭46条例68・昭48条例9・昭49条例5・昭49条例46・昭51条例16・昭51条例23・昭52条例16・昭57条例5・昭57条例37・昭59条例3・昭61条例29・昭62条例16・昭63条例35・平10条例3・平12条例30・平14条例53・平15条例14・平15条例60・平17条例6・平19条例32・平20条例54・平24条例6・平24条例45・平25条例23・平25条例40・平25条例53・平26条例4・平26条例33・平26条例43・平26条例64・令6条例50・一部改正）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
市長	北九州市入札等監視委員会	北九州市が行う公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容について審議し、意見の具申又は勧告を行うこと

	並びに北九州市が行う入札及び契約に係る苦情について調査審議すること。
北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会	市長の諮問に応じ、市政が北九州市自治基本条例（平成22年北九州市条例第30号）に沿って運営されているかどうかを評価し、同条例について必要な見直しに関する事項を調査審議すること。
北九州市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、北九州市の市街地における住居表示制度の実施について調査審議すること。
北九州市交通安全対策会議	北九州市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること並びに北九州市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
北九州市社会福祉法人等審査会	市長の諮問に応じ、社会福祉法人の設立の認可及び社会福祉施設等の整備に対する補助等の対象の選定について審査すること。
北九州市医療扶助審議会	市長の諮問に応じ、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助の適正な実施を図るため、要保護者の入退院その他医療の要否及び給付について審議すること。
北九州市予防接種健康被害調査委員会	市長の諮問に応じ、予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第1項の給付の請求に係る事実その他予防接

	種による健康被害に係る事項について医学的な見地から調査審議すること。
北九州市人権施策審議会	市長の諮問に応じ、北九州市の人権施策の推進に係る基本的事項を調査審議すること。
北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会	市長の諮問に応じ、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第23条第1項に規定する公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬を審査すること。
北九州市小児慢性特定疾病対策協議会	市長の諮問に応じ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給の認定に関し必要な事項を調査審議すること。
北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会	市長の諮問に応じ、児童福祉施設等の経営者が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項に規定する措置を講ずることを援助するため、当該児童福祉施設等が提供する福祉サービスの質を評価すること及び当該評価の実施に関し必要な事項を調査審議すること。
北九州市新成長戦略会議	市長の諮問に応じ、北九州市の産業雇用戦略のビジョンの策定について調査審議すること。
北九州市中央卸売市場等開設運営協議会	市長の諮問に応じ、北九州市中央卸売市場及び北九州市公設地方卸売市場の

		開設及び業務の運営に関し必要な事項を調査審議すること。
	北九州市風致審議会	市長の諮問に応じ、北九州市風致地区に関する重要事項について調査審議すること。
	北九州市住宅委員会	市長の諮問に応じ、市営住宅の利用者の選考方法を審議すること。
	北九州市上下水道事業審議会	市長の諮問に応じ、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営に関する事項について調査審議すること。
教育委員会	北九州市奨学資金貸付審議会	教育委員会の諮問に応じ、奨学資金の貸付けについて審議すること。
	北九州市学校給食審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食について審議すること。
	北九州市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じ、北九州市に所在する文化財について調査審議すること。
	北九州市教職員身体検査審議会	教育委員会の諮問に応じ、北九州市立学校教職員の採用、休職、復職及び免職の場合における身体検査について調査審議すること。
	北九州市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童及び生徒の障害の種類及び程度の判定、就学先の決定並びに就学先決定後の一貫した支援に関する事項について調査審議すること。